

同意書

私は、大潟村が管理運営する大潟市民農園を利用するにあたり、利用心得を遵守し善良な管理をすることに同意します。

令和 年 月 日

氏名

印

大潟市民農園利用心得

大潟市民農園(以下「農園」という。)は、村有地を活用し、「野菜や花」の栽培・収穫を楽しみたい勤労者の方(農地を所有していない方)に利用していただくものです。

皆様に楽しく利用していただけるよう、次の事項をご了承いただき、お守りください。

- 農園で栽培できる作物は、「野菜」及び「草花」に限ります。
- 農園で栽培した作物の売買を禁じます。
- 耕作に際しては、既存の農地の形状を変えないようにしてください。
- 農園を他の者に転貸することはできません。
- 入園者は、その入園する農地に関し、借地権、永小作権など農地使用上の一切の権利を要求できません。
- 利用に際しては、他の入園者及び第三者の迷惑とならないように十分管理してください。
- 雑草及び残菜はすき込むか所定の場所に運んでください。また、農薬、肥料の容器など、ゴミはすべて持帰るようにしてください。
- 病害虫が発生した場合は、隣地の菜園に広がらないように、速やかに防除をしてください。
- 管理者が貸出する農機具類を除き、必要な農機具類は各自ご持参ください。
- 農園内には、農機具小屋・倉庫などの工作物は設置できません。
- 次に掲げる場合、大潟村はその責任を一切負いませんので、各自の責任において対応ください。
 - 個人の農機具、衣類及びその他の所持品や農園内の作物等が盗難にあたり、損傷された場合。
 - 農園内で事故が発生した場合。
 - 自然災害及び有害鳥獣等による被害を受けた場合。
- 利用者は西5丁目地区の美化のため、除草・清掃活動を積極的に行ってください。
- その他必要な事項は、管理者の指示に従ってください。
- 退園されるときは
 - 耕作されていた作物は、全て取除き、原状に戻してください。
 - 原則として退園期日の3カ月前までに、役場総務企画課(TEL 45-2111)まで申し出てください。

上記をお守りいただけない場合は、農園の利用をお断りします。(利用料金は返還できません)